

別記様式第十八の六(第二十九条の二の六関係)

臨時高齢者講習通知書

年 月 日

住 所

殿

公安委員会 

道路交通法第101条の7第4項の規定による臨時高齢者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時高齢者講習を受けない場合は、運転免許

が取り消される
の効力が停止される

 こととなります。

臨時高齢者講習を行う理由	
臨時高齢者講習の場所	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。